

この制度は、「高等学校等就学支援金」を審査する際に使用された判定額(※1)をもとに、「令和 5 年度千葉県私立高等学校授業料減免制度」が対象見込となるご家庭が対象となります。

(※1)保護者全員の「令和 5 年度市町村民税の課税標準額」×6%－「市町村民税の調整控除額」(◎政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。)

令和 5 年 11 月 14 日

保護者 各位

千葉敬愛高等学校
事務室

「令和 5 年度千葉県私立高等学校等授業料減免制度」の申請について

日頃より本校の教育活動等にご理解とご協力を賜り深く御礼申し上げます。

令和 5 年度千葉県私立高等学校「授業料減免制度」は、千葉県が経済的な理由で修学が困難な世帯に対し支援を行う事業であり(返還不要)、本学でも採用をしております。

さくら連絡網にて個別に「授業料減免申請書(第 1 号様式)」が届きましたご家庭は、「高等学校等就学支援金」を審査する際に使用された判定額(※1)をもとに、「令和 5 年度私立高等学校授業料減免制度」の対象見込みと思われるご家庭となります為、申請に必要な書類「申請書」の提出をお願いいたします。※提出期限厳守

対象者

該当区分	要件
1 号	生活保護を受給されている方
2 号	保護者等全員の算定基準額(※1)を合計した額が <u>175,500 円未満</u> である方 (年収 640 万円未満程度の世帯)
3 号	保護者等全員の算定基準額(※1)を合計した額が <u>227,100 円未満</u> である方 (年収 750 万円未満程度の世帯)
4 号	住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方
5 号	上記 2～4 号に準ずる程度に困窮していると認められる方(家計急変)

※ 高等学校等就学支援金が 33,000 円の場合は、授業料減免の申請はありません。

※ 2023 年 1 月 1 日現在、保護者等が海外在住で算定基準額が確認できない場合、授業料減免は対象外となります。

※ 奨学生(GS・GA・GB・TA・TB)は、本学園奨学生取扱規程に基づく精算となります。

対象となる方の判定基準について(※1)

令和 5 年度 市町村民税の課税標準額×6% － 市町村民税の調整控除の額

※ 親権者全員分の合計額が算定基準額となります。

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じて計算する。

※ ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

※ マイナポータル上での項目名は、・課税所得額(課税標準額) ・市町村民税(調整控除額) となります。

減免額

該当区分	要件
1 号	月額授業料の全額から就学支援金を除いた差額を免除
2 号	月額授業料の全額から就学支援金を除いた差額を免除
3 号	月額授業料の 3 分の 2(ただし、20,500 円を上限とする)から就学支援金を除いた差額を免除
4 号	月額授業料の 3 分の 2(ただし、20,500 円を上限とする)から就学支援金を除いた差額を免除
5 号	月額授業料の 3 分の 2(ただし、20,500 円を上限とする)から就学支援金を除いた差額を免除

※ 1号または2号に該当する方⇒月額授業料(33,000 円)から就学支援金を除いた額

※ 3、4、5号に該当する方⇒月額授業料の 3 分の 2 に相当する額

(本校は 22,000 円ですが、県の上限 20,500 円となります)から就学支援金を除いた額

減免の期間

2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間

(年度途中で減免の要件を満たす等の理由で減免の申請をした場合は、申請をした月の翌月から決定した月の属する年度末まで)

申請に必要な書類 ※毎年度申請が必要になります

- ・ 授業料減免申請書(第1号様式)……1枚

※さくら連絡網を通じ、11月14日(火)17時00分付にて"対象のご家庭にのみ"申請書データを配信しております。

【注意事項】

※算定基準額が1号、2号に該当であっても、就学支援金が33,000円支給される場合は支援金で授業料全額が支給されるため、減免の対象になりません。ただし、就学支援金が33,000円支給される場合でも、4～6月分の就学支援金が9,900円もしくは対象外だった場合は、その差額が減免対象となります。

※1号(生活保護世帯)で申請する場合は、「生活保護受給証明書」または「生活保護決定通知」を提出してください。

※算定基準額が減免の対象外でも、以下の事由により3号相当まで減収した場合は申請ができます。提出書類については、事由により揃える書類が異なるため、申請する場合は事務室へまずお電話ください。

該当区分	必要な書類
4号	自然災害により建物が「全壊」または「半壊」した場合。前年の世帯収入から建物の修繕にかかる費用を除き、3号相当と認められる場合。罹災証明書や修繕費用が分かる書類等を提出。
5号	失業、病気、けが等の事由により、世帯収入が2号～4号相当まで減収した場合(自己都合退職を除く)。解雇通告書や診断書など発生事由を証明する書類と減収後の収入が確認できる書類等を提出。

提出期日及び提出場所 ※毎年度申請が必要になります

【提出期限】2023年11月21日(火)16時50分まで

【提出先】千葉敬愛高等学校 事務室

【問い合わせ】(TEL)043-422-0131(開室時間:平日8:20～16:50)